

災害時等における名護市学園都市形成施設の使用に係る協議書

1. 協議

本協議は、名護市学園都市形成施設（以下、「学園都市施設」という。）の管理に関する基本協定書（平成 23 年 4 月 1 日締結。以下「協定書」という。）第 38 条に基づき、災害時等における学園都市施設の使用に係る協議を行うものである。

2. 協議事項

本協議は、災害時等における学園都市施設の使用に際し、災害により名護市庁舎及び名護市消防本部等が機能しない又は被災する恐れがある場合において、名護市災害対策本部等の防災活動の拠点等として使用することについて協議する。

3. 協議の目的及び内容

協議の目的及び内容は次のとおりである。

名護市及び公立大学法人名桜大学は協定書における本協議に基づき、「災害時等における名護市学園都市形成施設の使用」について、次のとおり取り扱うものとする。

1) 目的

名護市庁舎は新耐震基準を満たしておらず、また、名護市消防本部も老朽化していることに加え、両施設ともに低地帯に立地しているため、地震、津波、風水害等の自然災害及び大規模な事故等が名護市内で発生した場合（以下「災害時」という。）において、災害時の各種対策活動に支障をきたす恐れがあることが懸念される。

学園都市施設は新耐震基準を満たしていること、標高約 120m 地点に立地していること、施設の規模や機能の面など、災害時の各種対策の拠点として適していることから、災害による庁舎等被災時の拠点等として確保することにより、市民の生命を守り復旧活動等を迅速に実施できる体制を整備することを目的とする。

2) 内容

災害により名護市庁舎及び名護市消防本部等が機能しない又は被災する恐れがある場合において、名桜大学が指定管理している学園都市施設を防災活動の拠点等として使用できるものとする。また、災害時の活動、救助、復旧作業等にあたっては、名護警察署等の関係する公的機関など、名護市が認めた機関も使用できることとする。

災害時の規模によって様々な状況が起きることが想定されるため、災害時にはその状況により、名護市と指定管理者で各施設の用途や期間、費用、運営方法、現状復旧などについては必要な都度、協議を行うものとする。

以下の協議内容について、確認した。

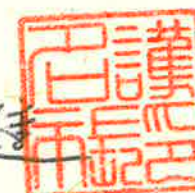
平成 24 年 1 月 17 日

名護市港一丁目 1 番 1 号

名護市

名護市長

稲嶺



名護市字為又 1220 番地の 1

公立大学法人名桜大学

理事長

嘉数啓

